

返還免除申請希望者 各位

宇都宮大学学務部学生支援課

日本学生支援機構奨学金の特に優れた業績による返還免除について

このことについて、既に奨学金返還説明会等でお知らせしましたとおり、独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学生採用者で、今年度貸与が終了する者のうち特に優れた業績を挙げた者については、選考の上、奨学金の全額又は半額の返還が免除されることがあります。

つきましては、申請希望者は下記事項を参照の上、申請してください。

また、申請人数が本学の推薦枠を超えた場合は、学内選考により返還免除候補者を決定いたします。なお、候補者として推薦された場合でも、日本学生支援機構において認定されないことがありますので、ご承知おきください。

記

I 受付期間

令和6年1月26日（金）～2月2日（金） 9:00～17:00

II 様式の配付について

添付のとおり。下記大学HPからダウンロードすることも可能です。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/exemption.php>

III 提出先・提出方法

① 提出書類提出先

②

学務部学生支援課奨学支援係（峰キャンパス学務棟2階：ミニストップ併設の建物）

平日：8:30～17:00

③ 提出書類（紙とデータ両方の提出になります）

印刷物（1部：様式A・B・様式1・実績を証明する書類）+USBにデーターをいれて、提出ください。※USBは返却します。

IV 本学の推薦枠（予定）

修士課程（博士前期課程を含む）33人（確定）+1人（応募枠）合計34名

V 結果について

返還免除候補者として本学から推薦された場合には、令和6年7月下旬に日本学生支援機構から直接結果が通知されます。推薦されたかどうかのお問合せは、令和6年5月13日（月）以降に学生支援課（028-649-5102）までお願いします。

令和5年度 日本学生支援機構奨学金

「特に優れた業績による返還免除」

申請の手びき

申請を希望される方は、熟読のうえ申請してください。

特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中（現在所属している研究科）に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定したものには、現在所属している研究科で貸与を受けた第一種奨学金の全額又は半額の返還を免除される制度です。

対象者

大学院第一種奨学金採用者で、令和5年度中に貸与が終了する者（満期・辞退・退学等含む）が対象です。

申請からの流れ

1. メールに添付しますが解凍できない場合は、大学HPより各種様式を受け取ってください。



2. [返還免除の申請] 申請期間内に必要書類を提出（令和6年1月26日（金）～2月2日（金））。



3. [返還免除候補者の学内選考（3月末）] 返還免除候補者を選考し、大学から機構へ推薦。



4. [返還免除者の決定（7月）] 機構において、免除者（全額免除・半額免除）を決定。



5. [選考結果（7月下旬）] 返還免除となった場合は機構から本人宛に文書で通知されます。

担当：学生支援課奨学支援係

T E L : 028-649-5102

I. 申請にあたって

返還免除を申請する方は、採否が決定するまで線上返還を行なわないようにしてください。

提出書類について

- 提出した書類は返却できません。
- 提出書類（ファイル）は原則A4サイズで印刷してください。

1) プリントアウト時の注意

必ず項目ごとに両面印刷とし、片面ずつを貼り付けての提出はしないでください。

2) 作成上の注意

- 修正箇所がある場合は、修正したものを差し替えて提出してください。
- データを提出するものは、枠からはみ出したり印刷切れしたりしないよう、プリントアウトして確認してから提出してください。

3) 提出書類・提出ファイルの作成方法

①フォルダー（「学籍番号十氏名」）を作成する。

②以下のファイルを作成①（フォルダー）に入れてください。

申請書類	ファイル名 *数字は半角
1.日本学生支援機構奨学金に係る特に優れた業績による返還免除について(申請)	1_+「学籍番号」+「氏名」 例:1_226999A 宇大太郎.docx
2.令和 5 年度業績優秀者返還免除申請書(様式 1) ※Excel のまま提出ください。	2_+「学籍番号」+「氏名」+「申請書」 例:2_226999A 宇大太郎申請書.xlsx
3. 大学院奨学金返還免除候補者選考に関する評価調書 (様式 B) ※Excel のまま提出ください。	3_+「学籍番号」+「氏名」 例:3_226999A 宇大太郎.xlsx 評価項目は「II.評価項目及び評価方法」を参照しながら入れてください。
4.業績を証明する書類 ※ファイル名の「資料番号」は、学内選考で優れた業績を挙げたと評価した資料(各項目ごとに 1 点)の番号で、申請書と一緒に提出ください。	4_+[氏名]+「資料」+「資料番号」_ 例: 4_宇大太郎資料 1-1.pdf 4_宇大太郎資料 1-2.pdf 4_宇大太郎資料 6-1.pdf 4_宇大太郎資料 7-1.pdf 4_宇大太郎資料 10-1.jpg

4) 添付する「業績を証明する資料」について

以下の条件を満たすか確認してください。

- 提出する資料の拡張子は次ものからお願いします。pdf、docx、xlsx、pptx、ods、odt、gif、jpg、png
- 大学院で貸与を受けた期間の業績しか対象になりません。学部時代の業績は含めれることができません。

【資料の必要項目と最大ページ数】

業績の種類 必要項目 評価対象となった項目について、各 1点の資料を提出	必要項目と注意	最大ペ ージ数
1 学位論文その他研究論文	<p>【学位論文】 申請者名 論文タイトル 論文内容の概要 【その他の研究論文】 申請者名(著者名) 論文タイトル 論文内容の概要 学術雑誌等名及び発行日【学会での発表】 申請者名(発表者名) 題目 会議名 主催者名 発表日 表彰、受賞等 【論文及び学会での発表により受賞または表彰による機関以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得】 申請者名 受賞、表彰内容及び日付 奨学金や外部資金の獲得情報 【日本学術振興会の特別研究員に採用、または、民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退】 申請者名 日付 特別研究員採用または競争的資金獲得情報 ※特別研究員証明書または民間財団等が公募している競争的資金に係る証明書等 ※論文内容の概要が複数ページに渡る場合には、1 ページ目のみ提出してください。</p>	4
4 著書、データベースその他の 著作物 (第一号、及び第二号に掲げる ものを除く。)	<p>申請者名(著者名) 著書、データベース等タイトル 著書、データベースの概要 発行日 ※著書、データベースの概要が複数ページに渡る場合には、最大ペ ージ数(3 ページ)以内で提出してください。</p>	3
5 発明	<p>申請者名(発明(考案)者名) 特許に関する項目 ※特許登録済、特許出願中、実用新案登録済及び実用新案出願中の区分がわかるもの。出願番号、出願日、特許番号、実用新案番号、登録日等の記載があるもの。団体での出願の場合は、申請者名が確認できるもの。</p>	3
6 授業科目の成績	成績証明書は大学で準備しますが、「様式1」「様式B」の業績には必ず入力してください。	2
7 研究又は教育に係る補助業 務の実績	<p>申請者名 業務内容及び実績 日付 ※業務内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数(3 ページ)以内で提出してください。 ※大学授業でのTAについては、用意しますが、「様式1」「様式B」の業績には必ず入力してください。</p>	3
8 音楽、演劇、美術その他芸術の 発表会における成績	<p>申請者名 発表会名 日付 成績 ※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。</p>	3
9 スポーツの競技会における成 績	<p>申請者名 競技会名 日付 成績 ※専攻分野に関連した業績であることを確認してください。</p>	
10 ボランティア活動その他の社 会貢献活動の実績	<p>申請者名 活動内容及び実績 日付 ※申請者が参加されたことの確認が取れない資料(写真や新聞記事など)は不備となりますので申請者本人が参加されたことが分かる資料(参加者名簿など)の提出をお願いします。 ※活動内容及び実績が複数ページに渡る場合には、最大ページ数(3 ページ)以内で提出してください。</p>	3

II. 大学評価項目及び評価方法

業績の種類	機構が定める評価基準	機構が定める評価項目の区分	
		大学院における教育研究活動等	専門分野に関連した学外における教育研究活動等
		本学が定める評価項目	本学が定める評価項目
1 省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	<p>① 学位論文及びその他の研究論文について、特に優れていると認められること。</p> <p>2024年2~3月の業績について、④⑤の資料は提出物と先方とのメールやり取り等で発表日時が確認できるものにつけてください。</p> <p>②③論文掲載審査中のものは先方が受理したことがわかるメール等をつけてください。令和6年2月16日(金)17:00まで追加分の受付をします。</p>	<p>② 学会誌等への論文掲載 ③ 学術雑誌等への掲載 ④ 国際会議論文 ⑤ 学会発表 ⑥ 学会表彰 ⑦ 日本学術振興会特別研究員に採用 ⑧ C O E 研究員に採用 ⑨ 科学研究費補助金等の研究助成金の獲得</p> <p>② 権威ある大会及び団体において評価を得たもの ・展覧会、演奏会等への作品発表 ・指導員、審判・審査員等の資格取得及び審査・指導 ・全国的な競技会への出場</p>
2 省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題にての研究の成果査及び試験の結果教授会等で特に優れていると認められること。 【実技系の卒業発表や卒業制作が該当します】		
3 省令第36条第3号に定める「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」 【本学では該当しません】	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するためには必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査の	<p>① 試験及び審査の結果が特に優れていると認められること。</p>	

	結果が教授会等で特に優れていると認められること。		
4 省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	① 1, 2以外の著書、データベースが特に優れていると認められること。 ② 1, 2以外の著書、データベース、解説記事等の著作物がある。	
5 省令第36条第5号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	① 特許・実用新案等が特に優れていると認められること。 ② 特許・実用新案等の取得あるいは出願をしている。	
6 省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	① 優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められたこと。 ② 成績評価等により特に優秀と認められたこと。 ③ 「修士課程」特に優れた研究能力及び専門的知識を有すると認められること。 ④ 「博士後期課程」研究者として独立して研究活動を行う能力が顕著であると認められること。	6-③ 大学院研究奨励費(研究グランド) 助成採択・学長賞・研究科長賞
7 省令第36条第7号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	① リサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること。 ② 学外でのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること。	

8 省令第 36 条第 8 号に定める「音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	① 国内外における発表会等において、受賞等があること。 音楽分野の研究と関連している人が対象です。
9 省令第 36 条第 9 号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	① 国内外における競技会等において、入賞等があること。 スポーツ分野の研究と関連している人が対象です。
10 省令第 36 条第 10 号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献の活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、 公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	① 学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの。 ② 学外での顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの。 研究に関係したボランティアに限ります。

評価方法等

- 1 業績の種類の 1 及び 4（教育学研究科については専攻分野に関連した業績として認められる場合には 8 及び 9 を含めるものとする。）を主要業績群、それ以外を参考業績群とし、評価の比重は 2 : 1 とする。
 - 2 主要業績群と参考業績群の各評価項目について総合評価する。
 - (1) 主要業績群
特に優れた業績の評価を A (10 点) 及び B (8 点) とする。
優れた業績の評価を C (6 点), D (4 点) 及び E (2 点) とする。
 - (2) 参考業績群
特に優れた業績の評価を A (5 点) 及び B (4 点) とする。
優れた業績の評価を C (3 点), D (2 点) 及び E (1 点) とする
 - 3 評価項目ごとに、大学院奨学金返還免除候補者選考に関する評価調書（様式第 1）に評価内容を記入し、証明する書類を記載する。
 - 4 総合評価点の高い順から推薦順位を決定する。
- (注) 業績 8, 9 及び 10 は、専攻分野に関連した業績でないと認められない。